

お客様各位

令和2年5月19日

20-8

インフォメーション

登録衛生検査所 臨床 宮崎

TEL0985-52-6688

FAX0985-52-8093

令和2年度 診療報酬改定 についてのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

この度、令和2年3月5日付官報号外第42号の厚生労働省告示第57号に記載されていた改定内容の検査に関する箇所について下記のとおりお知らせいたします。

謹 白

記

- 経過措置項目(期限付保険算定項目): 令和4年3月31日まで
- 点数削除項目: 令和2年4月1日より
- 検体検査に関する主な改定内容: 令和2年4月1日より
- 主な新設項目: 令和2年4月1日より
- 主な算定条件の改定: 令和2年4月1日より

● 経過措置項目(期限付保険算定項目): 令和4年3月31日まで

経過措置項目(期限付保険算定項目)	類似・代替項目
BencJones蛋白定性 (尿)	1164: 免疫電気泳動法(IEP)
CK-MB(免疫阻害法)	1636: CK-MB (CLIA法)
動物使用検体	—

● 点数削除項目: 令和2年4月1日より

点数削除項目	受託内容
トロンボテスト	1834: トロンボテスト
MajorBCR-ABL1mRNA定量(1以外:1200点であったもの)	受託なし
ムコ蛋白	受託なし
膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	受託中止
前立腺酸フォスファターゼ抗原(PAP)	受託中止
アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)	受託中止
サイトメガロウイルス抗体	受託なし

● 検体検査に関する主な改定内容: 令和2年4月1日より

遺伝子関連・染色体検査 判断料 100点の新設
「D004-2-1」「D006-2~D006-9」「D006-11~D006-20」の遺伝子関連検査及び染色体検査の判断料は新判断料区分により算定される。
悪性腫瘍遺伝子検査の類型見直し
「D004-2-1」悪性腫瘍遺伝子検査の各項目を以下のような分類に見直し
イ 処理が容易なもの
i 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの 2,500点 (薬事承認または認証が得られた体外診断用医薬品や医療機器があるもの)
ii その他のもの 2,100点
処理が容易なものを複数同時に実施した場合の包括点数 2項目 4,000点 3項目 6,000点 4項目以上 8,000点
※ なお、肺癌におけるEGFR遺伝子検査、大腸癌におけるRAS遺伝子検査をその他の方法 (リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析、次世代シーケンス のいずれかにも該当しない方法)で実施する場合は令和4年3月31日まで「ii その他のもの」 として算定できる

● 主な新設項目：令和2年4月1日より

項目名	点数	受託内容
D019 4 薬剤耐性菌検出	50点	受託検討中
<p>【算定条件】 基質特異性拡張型β-ラクタマーゼ(ESBL)産生、メタロβ-ラクタマーゼ産生、AmpC産生等の薬剤耐性因子の有無の確認を行った場合に算定する。</p>		
D019 5 抗菌薬併用効果スクリーニング	150点	受託未定
<p>【算定条件】 多剤耐性グラム陰性桿菌が検出された際に、チェッカーボード法により、抗菌薬併用効果の確認を行った場合に算定する。</p>		
D016 6 赤血球・好中球表面抗原検査	320点	受託可能
<p>【算定条件】 発作性夜間血色素尿症(PNH)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いて赤血球および好中球の表面抗原の検索を行った場合に算定する。</p>		
D006 21 血液粘弾性検査(一連として)	600点	受託未定
<p>【算定条件】 心臓血管手術(人工心肺を用いたものに限る)を行う患者に対して、血液製剤等の投与の必要性の判断、投与後の評価を目的として行った場合に算定できる。術前、術中又は術後で、それぞれ1回算定できる。なお、所期の目的を達するために複数回実施した場合でも一連として算定する。</p>		
D006 20 角膜ジストロフィー遺伝子検査	1200点	受託未定
<p>【算定条件】 角膜混濁等の前眼部病変を有する患者であって、臨床症状、検査所見、家族歴から角膜ジストロフィーと診断または疑われる者に対して、治療方針の決定を目的として行った場合に算定する。</p>		
D006 4 遺伝子検査「オ」③脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	8000点	受託検討中
<p>【算定条件】 当該検査の遺伝子疾患が疑われる場合に、原則として患者1人につき1回算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。臨床症状や他の検査等で診断がつかない場合に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できる。</p>		

● 主な算定条件の改定：令和2年4月1日より

項目名	点数	受託内容
D006 12 EGFR遺伝子検査(血漿)	2100点	受託可能
<p>【改定算定条件】 肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、または肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ再度治療を選択する場合に、患者1人につき診断および治療法を選択する場合には、1回、再度治療法を選択する場合には2回に限り算定できる。</p>		
D005 9 ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49点	受託可能
<p>【改定算定条件】 算定の要件に次の条件を加える。 「クロザピン(精神神経用剤)を投与中の患者については、HbA1cを月1回に限り別に算定できる」</p>		
D007 30 25-ヒドロキシビタミンD (25OHVD)	117点	受託可能
<p>【改定算定条件】 一つの検査で「ビタミンD欠乏性くる病、ビタミンD欠乏性骨軟化症」と「原発性骨粗鬆症」の両方の用途に使用可能とし、400点と117点に分かれていた点数が117点に統合された。</p>		
遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	320点	受託可能
<p>【改定算定条件】 判断料区分の移動及び同時算定制限の新設。 「免疫学的検査」から「生化学的検査Ⅱ(内分泌)」へ移動。 メタネフリン、メタネフリン・ノルメタネフリン分画、ノルメタネフリンと同時に実施した場合は主たるもののみ算定する。</p>		
D009 29 可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	438点	受託可能
<p>【改定算定条件】 算定対象疾患として「メトレキサート使用時のリンパ増殖性疾患」が追加された。</p>		
D014 23 抗シトルリン化ペプチド抗体定性・定量 (抗CCP抗体)	204点	受託可能
<p>【改定算定条件】 治療選択のために「1回を限度として算定」に加え、「検査結果が陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、再度治療薬を選択する必要がある場合に3ヶ月に1回算定」が加えられた。</p>		
D023 3 淋菌核酸検出	204点	受託可能
<p>【改定算定条件】 女性尿検体の適応が追加され、「(尿検体を含む)」と改められた。</p>		
D023 9 HPV核酸検出	350点	受託可能
D023 10 HPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	360点	
<p>【改定算定条件】 算定対象として「過去に円錐切除を行った患者」に「過去にレーザー照射治療を行った患者」が追加され、両者とも細胞診の併設が認められた。</p>		

● 主な算定条件の改定： 令和 2 年 4 月 1 日より

項目名	点数	受託内容
D013 3 HBs抗原 D013 3 HBs抗体 D013 6 HBc抗体半定量・定量	88 点 88 点 137 点	受託可能
【改定算定条件】 B型肝炎ウイルス再活性化の早期診断と肝炎発症、劇症肝炎の防止を目的とし、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う患者に対し、当該治療開始前に上記検査を実施した場合は、患者 1 人につきそれぞれ 1 回に限り算定できる。		
D023 4 HBV核酸定量	271 点	受託可能
【改定算定条件】 B型肝炎ウイルス既感染者であって、免疫抑制剤の投与や化学療法を行っている悪性リンパ腫等の患者に対して、当該、治療中及び治療終了後 1 年以内に限り月 1 回を限度として算定できる。		
N000 2 病理組織標本作製（セルブロック法によるもの）	860 点	受託可能
【改定算定条件】 算定対象に「胃癌、大腸癌、卵巣癌もしくは悪性リンパ腫を疑う患者」が追加された。		
N002 8 注 2 免疫染色(免疫抗体法)病理標本作製 4 種類以上の抗体を用いた場合の加算	1200 点	受託可能
【改定算定条件】 算定対象に「原発性不明癌、原発性脳腫瘍」が追加された。		
B001 2 イ 特定薬剤治療管理料 1 バンコマイシン初月加算	530 点	受託可能
【改定算定条件】 バンコマイシンを投与している入院中の患者に、同一月中に濃度を複数回測定し、投与量を精密に管理した場合、初月の算定で血中バンコマイシンの所定点数 470 点に 530 点を加算する。		
B001 2 イ 特定薬剤治療管理料 1 ミコフェノール酸モフェチル	※	受託検討中
【改定算定条件】 ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であって、2 種類以上の免疫抑制剤を投与しているものに、同一月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、個々の投与量を精密に管理した場合に「6 ヶ月に 1 回に限り 250 点を所定点数 470 点に加算」※する。		
B001 2 イ 特定薬剤治療管理料 1 エベロリムス	※	受託検討中
【改定算定条件】 エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2 種類以上の免疫抑制剤を投与しているものに、同一月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、個々の投与量を精密に管理した場合に「初回投与を行った月を含め 3 ヶ月の間は毎月、4 ヶ月目以降は 4 ヶ月に 1 回 250 点を所定点数 470 点に加算」※する。		

以上の情報は令和 2 年診療報酬改定情報の抜粋です